

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

健康保険法の保険医療機関・保険薬局（以下、「保険医療機関等」）に指定された医療機関・薬局は、介護保険法による医療系サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）の事業者として指定をされたものとみなされます。（これを「みなし指定」といいます）（『指定を不要とする旨の申出』をされた場合を除く）

サービスを提供するに当たり、指定申請等の手続きはありませんが、加算を算定する場合など、別途、加算等の体制届が必要です。

次表に届出が必要な項目・内容を記載していますので、ご注意ください。

みなし指定の事業を実施される場合には、サービス種類に応じて、必要な書類をご提出ください。

※届出を提出しないで広島県国保連合会に請求した場合はエラー（返戻）となります。

1 サービスごとの届出書類（通所リハビリテーション以外）

サービス種類	加算等請求をされる場合に必要な書類
○ 居 宅 療 養 管 理 指 導	書類の提出は必要ありません。
○ 訪 問 看 護 ○ 介 護 予 防 訪 問 看 護	加算・減算を算定する場合には届出が必要です。 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※上記に加えて、加算ごとに必要な書類があります。 (例) 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算を請求する場合
○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション	加算・減算を算定する場合には届出が必要です。 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※上記に加えて、加算ごとに必要な書類があります。 (例) 社会参加支援加算や、サービス提供体制加算等を算定する場合

2 サービスごとの届出書類(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

通所リハビリテーション(介護予防含む。)を実施される場合は、人員やリハビリ室の面積要件等について、あらかじめ確認の必要がありますので、事前に届出先にご相談ください。

サービス種類	サービスを実施する場合に必要な書類
○通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション	加算・減算に関わらず、サービスを行う場合には届出が必要です。 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・算定区分確認票表、運営規程、平面図、勤務形態一覧表 等 ※ サービスを提供する人員及び設備等に変更があった場合には、別に「変更届」(様式第15号)等の提出が必要となります。

3 体制等の変更

○ 体制等に変更があり、加算・減算項目に変更がある場合(通リハの場合には、人員、設備に変更がある場合を含む。)には、必ず届出を提出してください。

【算定開始月のルール】

サービス区分	算定開始時期
◆居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション 	届出の受理日が、15日以前の場合は翌月から、16日以降の場合は翌々月からの算定開始となります。

※ 必要書類を提出する場合は、下記届出先に提出し、審査を受けてください。

※ 書類の内容に不備がある場合、事業実施が遅れる場合もありますので、なるべく早めの書類提出をお願いいたします。

※ 上記の届出様式や、必要な添付書類については、広島県の下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohokennzigyousyamukezyouhou/kaigo-h27housyuyoushiki.html>

広島県トップページ<健康・福祉>高齢者・障害福祉等<介護保険>事業サイト
<介護保険各種届出様式集/介護報酬届出様式

4 介護保険事業のみなし指定を辞退される場合

1に記載する介護保険サービスを将来にわたって実施する予定がない場合は、下記までご連絡ください。

連絡先 〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局地域福祉課 介護保険事業者指導グループ 電話：(082) 513-3208

※辞退された後、改めて介護保険サービスを実施することとなった場合は、新規の介護保険事業者として通常の指定申請手続きが必要となります。

5 届出先

事業所の種類	事業所の所在地	届出窓口
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション (介護予防も含む)	大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	広島県西部厚生環境事務所厚生課 〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68
	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所厚生課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10
	三原市, 尾道市, 世羅町, 府中市, 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所厚生課 〒722-0002 尾道市古浜町26-12
	庄原市	広島県北部厚生環境事務所厚生課 〒728-0013 三次市十日市東4-6-1
	広島市	広島市介護保険課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
	福山市	福山市介護保険課 〒720-8501 福山市東桜町3-5
	呉市	呉市福祉保健課 〒737-0041 呉市和庄1-2-13
三次市	三次市福祉保健部高齢者福祉課 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号	